

第二回分科会における主な議論

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく特定接種対象者の範囲については特定接種は妊婦や子ども等住民に対する予防接種に先行して実施されるものであり、これらの者への接種を早期に実施する視点から、特定接種対象者は限定的に考えていくべき。
- 特定接種対象者の議論のうち、「医療の提供の業務」は比較的明確だが、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」はその範囲や基準がわかりにくい。質的に異なるアプローチであり、別々に検討する必要があるのではないか。
- 国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務について、特定接種するというのは公共性や公益性にかかわる議論。指定公共機関と登録事業者の関係について、もう少し詳細に分析をしてご提示いただきたい。
- 国民の生命を守るということを重視するという観点から、医療の提供の業務に従事する者を優先的に接種の対象とすることは、国民の理解も得られやすいと考えられる。ただし、医療の業務に従事する者の中での具体的な対象範囲については今後さらに検討する必要がある。
- 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」については、通常の社会機能のレベルではなく、「緊急時に必要とされる業務」などの限定が必要である。また、対象者の絞り込みの要件については、業種ごとに精査することが必要ではないか。

登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準 (1/7)

1. 特定接種の対象の要件(民間事業者)【法28条1項第1号前段】

要件Ⅰ(目的) : 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する

要件Ⅱ(緊急性): 緊急の必要があると認めるとき

要件Ⅲ(事業者): 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者

要件Ⅳ(従事者): これらの業務に従事する者

2. 登録事業者の責務【法第4条第3項】

登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

特定接種を正当化する公益性等とは

新型インフルエンザ等発生時に必要となる対処との関連において、要件Ⅰ(目的)を達成するため要件Ⅲ(事業者)の業務を継続する努力義務を課される点に、住民接種より先行することの高い公益性がある。

新型インフルエンザ等対策実施との強い関連性が求められる。

1. 公務員の特定接種の対象の要件【法28条1項1号後段、2号】

要件Ⅰ(目的) : 民間と同じ

要件Ⅱ(緊急性) : 民間と同じ

要件Ⅲ(従事者): 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

2. 国・地方公共団体の責務【法第4条第1項・第4項】

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する責務を有する。

登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準（2／7）

1. 指定公共機関の要件【法第2条第6号】

要件Ⅰ（法人）：医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人

要件Ⅱ：新型インフルエンザ等に対処するための必要な措置との関連性

2. 指定公共機関の責務

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。【法3条5項】
- ・新型インフルエンザ等対策に係る業務計画の作成【法9条】
- ・備蓄【法10条】
- ・政府対策本部長等による総合調整・指示【法20条等】
- ・個別の措置の実施要請・指示【法43条、47条、52条、53条、54条】

3. 行政からの支援

- ・国は「地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する」【法3条1項】
- ・指定公共機関は行政に対し労務、施設、設備又は物資の応援を求めることができる。【法27条】



指定公共機関は、国、地方公共団体と並ぶ新型インフルエンザ等対策の実施主体であり、そこに高い公益性が認められる。

登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準 (3/7)

	登録事業者の公益性	比較	指定(地方)公共機関の公益性
目的	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する【法28条1項】	同様 ≡	新型インフルエンザ等の発生により影響を及ぼされる「国民の生命及び健康の保護」と「国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最少化」【法1条】
責務	登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。【法4条3項】	指定公共機関の責務が重い ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。【法第3条第5項】 ・新型インフルエンザ等対策に係る業務計画の作成【法9条】 ・備蓄【法10条】 ・政府行動計画において業務計画の基準が示される【法6条】 ・政府対策本部長等による総合調整・指示【第20条等】 ・個別の措置の実施要請・指示【第43条、47条、52条、53条、54条】
業務	医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者	指定公共機関の事業は典型例 ⇒	医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人



指定公共機関は登録事業者に必要な公益性を満たす核心的存在



- 指定公共機関の公益性を中心に登録事業者の選定基準を検討すべきではないか(積極基準)
- 積極基準に該当しても事業継続能力、緊急性等から非該当となるものもあるのではないか(消極基準)

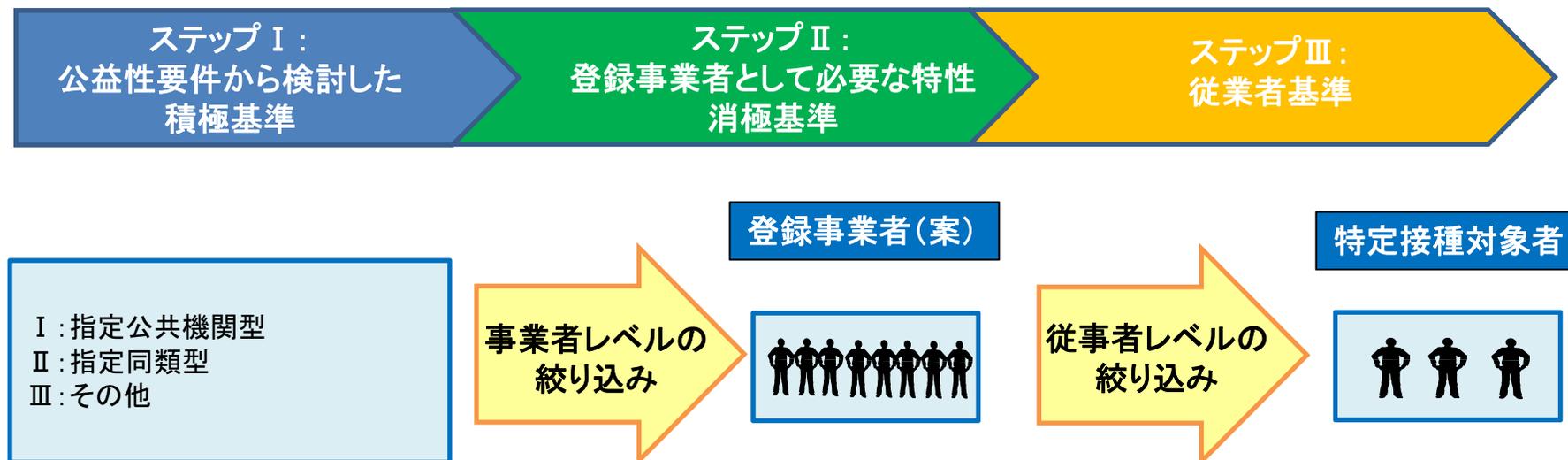
登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準（4／7）

選定基準妥当性の判断手順

ステップⅠ＜積極基準＞：公益性要件により登録事業者に該当する候補を選定

ステップⅡ＜消極基準＞：ステップⅠで選定した候補に登録事業者として必要な特性（事業継続能力、緊急性等）を満たしているかについて検討

ステップⅢ＜従業者基準＞：ステップⅡで絞り込んだ登録事業者の当該業務に従事する者について従事者レベルで必要な選定基準から従事者を絞り込む



登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準 (5/7)

ステップ I 積極基準(案)

新型インフルエンザ等発生時に必要な対策の実施に責任を有すると認められること。

I : 指定公共機関型

指定(地方)公共機関に指定されていること。

指定(地方)公共機関は登録事業者に必要な公益性を満たす核心的存在であり、登録事業者に該当するものと考えられるのではないか。

II : 指定同類型

指定(地方)公共機関と同種の公益的事業を営みながらも事業規模の観点から指定されない公益的事業法人であること。 新型インフルエンザ等対策の効果を一層強固なものとするためには、指定(地方)公共機関に準じて当該事業を継続させることが重要であり、登録事業者に該当するものと考えられるのではないか。

※ I、IIの本来業務の一部を受託している外部事業者(I、IIに常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。)についても、登録事業者に該当すると考えられるのではないか。

III : その他

I、II以外に新型インフルエンザ等対策の実施に密接に関連する高い公益性を有する事業者がありうるか。例えば以下の要件を満たす事業者については、極めて例外的な扱いながら登録事業者に該当する場合がありますか。

○緊急の生命保護に直接かかわるもの

○以下の要件を全て満たすもの

- ・電気やガスと類似した国民生活及び国民経済全体に関わる基盤事業と評価できるもの
- ・発生時においてもその事業の安定的に継続する責務を負わせることが必要にしてやむを得ないもの
- ・その事業を提供できる者の数が全国的に非常に限られているもの(代替性なし)

登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準（6／7）

ステップⅡ 消極基準(案)

① 通常の6割の人員で最低限の国民生活・国民経済の維持が可能(国民の許容の範囲内)であること

現行行動計画で重度の場合の想定である6割の人員で最低限の国民の需要を満たすことができる事業者等については対象外と考えられる。

② 事業を継続する能力が不足していること

登録事業者は、当該「業務を継続的に実施するよう努め」る努力義務(第4条第3項)を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、当該業務に応じて従事者数などの客観的側面から見て継続し得る体制・計画が整っていないのではないか。

③ 代替性が高いこと

特定接種は、「緊急の必要」があるときに住民接種に先んじて実施するものであるから、同種事業を提供し得る事業者の数が多数存在し、まん延時にもその相応部分がある程度の事業を継続していることが想定されるような場合、すなわち広域にわたって同種事業を提供する事業者が相当期間ほぼ存在しなくなり、国民側の備蓄などの努力によっては代替しえないような場合でなければ、当該事業を営む事業者は登録事業者にはなり得ないのではないか。

④ 接種体制を整えることができないこと

特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者自らが社内診療所等により接種体制を整えることができない場合は登録事業者にはなり得ないのではないか。

登録事業者及び従事者の範囲を定めるための選定基準（7／7）

住民接種に先んじて実施することを踏まえれば、特定接種の要件Ⅳ（対象者）の範囲は、登録事業者の中でも、相当程度限定的に絞りこまれることが必要である。

このため、登録事業者（案）に対し、以下のような従事者基準を課すことが必要ではないか。

ステップⅢ 従事者基準（案）

（1）積極基準～登録の基となる業務に直接従事すること

登録の基となる業務に直接従事する者に限定され、これに間接的に関連する業務（総務部門等）に従事する者は含まれない。

（2）消極基準～代替性が高いこと

当該業務に従事するため必要な知見・技能が高度なものではなく、経験者なども相当数存在するなどの事情により、従事者の代替性が高い場合には、要件Ⅱ（緊急性）が認められないのではないか。

（3）その他に消極基準がありうるか。

公務員の特定接種選定基準

住民接種に先んじて実施することを踏まえれば、公務員の特定接種対象者についても、相当程度限定的に絞りこまれることが必要である。

公務員の特定接種対象者：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員【法28条1項1号後段2号】

要件Ⅰ：指定(地方)行政機関の所掌事務に新型インフルエンザ等対策が含まれること

国において新型インフルエンザ等対策に関わるのは政府対策本部及び政令で指定される指定(地方)行政機関(法第2条第4号・5号)である。

要件Ⅱ：法により定義づけられた新型インフルエンザ等対策に携わるものであるという高度の公益性

新型インフルエンザ等対策【法2条2号】

政府対策本部の設置から廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

公務員の特定接種対象者については、民間とのバランスを考慮して検討する必要があるのではないか。

従事者基準(案)

例えば、以下のような選定基準が考えられるのではないか。

(1) 積極基準

政府対策本部や指定(地方)行政機関が実施すべき新型インフルエンザ等対策に直接従事すること。

(2) 消極基準

当該業務に従事するため必要な知見・技能が高度なものではなく、経験者なども相当数存在するなどの事情により、従事者の代替性が高い場合には、緊急性がない。